



学生の皆さん、 学生納付特例制度をご存知ですか？

万一のリスクに備え学生の方は申請を

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気や怪我で重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であって保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)することができる仕組みになっています(承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります)。

ほとんどの学生が納付特例の対象に

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれるので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請は、住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口に提出してください。申請の際には基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)と学生証(または在学証明書)が必要となります。

なお、前年の所得が一定額以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため、**申請は毎年必要です。**

申請書の入手方法などのご照会は、お住まいの市区役所・町村役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

仙北市の医療費(2月診療分)

●国 保

世帯数	6,885戸
被保険者数	14,878人
(老人保健以外)	10,925人
総医療費	16,948万4千円
1人あたり医療費	15,513円

●老人保険

加入者	5,568人
総医療費	29,809万1千円
一人あたり医療費	53,536円

●福祉医療

受給者	3,511人
個人負担への助成額	1,847万3千円
1人あたり助成額	5,261円